

内甲一九一

昭和十九年七月六日

内閣書記官長

内閣書記官

一九一九年七月七日
一九一九年七月十二日

内閣總理大臣

法制局長官

閣議承認濟

外務大臣

海軍大臣

大東亞大臣

岸岡正二

内務大臣

司法大臣

農商大臣

大森 嘉吉

大藏大臣

文部大臣

軍需大臣

後藤 磨六郎

陸軍大臣

厚生大臣

運輸通信大臣

藤原 西之丞

別紙内務大臣請議朝鮮總督府部
内臨時職員設置制中改正件

法制局

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通
閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

呈案附箋ノ通

(起案用紙青三ノ一號)

朝鮮七九

主任者 管理局橋爪總務課長

内務省朝管第一六〇號

朝鮮總督府部内臨時職員設置制中改正ノ件

朝鮮ニ於ケル諸般行政事務ノ進展ニ伴ヒ之ガ關係職員ヲ増員スルノ
要アルニ依リ朝鮮總督府部内臨時職員設置制中改正ノ必要ヲ認ム仍
テ別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

昭和十九年六月二十七日

内務大臣 安 藤 紀 三 郎



内閣總理大臣 東 條 英 機 殿

大朝群議旨用印内臨時職目或面制中改正ノ旨ヲ叙可シ茲ニ之ヲ公
申セシム

御 石 御 用

明治十九年七月廿一日

臣 等
奏 為 御 用
事 由 不 詳
謹 言

御 旨 御 用 旨 十五

朝鮮總督府部内臨時職員設置制中左ノ通り正ス

第一條第七號ヲ左ノ如ク改ム

七 戰時行状俱害保護ニ關スル事務ニ従事スル者

屬

専任一人

同條第八號中「夜師 専任五人」ヲ「夜師 専任六人」ニ改ム

「夜手 専任十三人」ヲ「夜手 専任十四人」ニ改ム

同條第三十二號中「屬 専任三人」ヲ「屬 専任五人」ニ改ム

同條第三十三號中「事務官 専任三人」ヲ「事務官 専任四人」

ニ、「屬 専任十八人」ヲ「屬 専任二十人」ニ改ム

「夜手」

「屬 夜手」

第三條第四號中「警部 専任四十二人」ヲ「警部 専任四十五人」

ニ、「警部補 専任百四十人」ヲ「警部補 専任百四十七人」ニ

改ム

同條第十二號中「屬 専任十二人」ヲ「屬 専任十七人」ニ改ム

「理事官 専任二人」

「理事官 専任六

同條第十三號中

「屬 専任百六十八人」

ヲ

「屬 夜手」

専任百

人

ニ改ム

七十四人

同條第二十三號中「屬 専任九人」ヲ「屬 専任十三人」ニ改ム

第四條第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 國民採用ニ關スル事務ニ従事スル者

屬

車任十五人

同條ニ左ノ如ク、加フ

九 貯蓄獎勵ニ關スル事務ニ從事スル者

屬

車任九人

附則

前項ノ職員ノ外、若シテ大勳ニ關スル事務ニ從事セシムル爲メ、京城府ニ理事官一人事任

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

戦時特殊損害保険、燃料選鑛、軍事援護、貯蓄獎勵、經濟警察及國民僱用、ニ關スル事務ニ從事セラルル爲メ、總督府ニ事務官一人技師一人屬五人、道ニ理事官四人屬十五人警部三人警部補七人ヲ、府郡島ニ理事官一人屬二十四人ヲ増員スルノ要アルニ依ル

屬

主任十五人

同條ニ左ノ如ク加フ

九 貯蓄獎勵ニ關スル事務ニ従事スル者

屬

主任九人

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

戦時特殊損害保険、燃料選鑛、軍事援護、貯蓄獎勵、經濟警察及國民徴用、ニ關スル事務ニ従事セシムル爲總督府ニ事務官一人技師一人屬五人技手一人ヲ、道ニ理事官四人屬十五人警部三人警部補七人ヲ、府郡島ニ理事官一人屬二十四人ヲ増員スルノ要アルニ依ル

說明

一、燃料選礦研究ニ關スル事務ニ従事スル者ノ増員

技師 一人

技手 一人

決戦下「コバルト」、「リシウム」、「硼素」ハ各種兵器ノ重要
資材タルノミナラズ、資源方田ニモ極メテ貴重ナル資源ニシテ朝鮮
内地ニ相亞ギ發見セラレ其ノ重相當豊富ニ賦存セルコト判明セ
リ依ツテ之ガ選礦方途ヲ確立シ資源ノ確保ヲ圖ランガ爲技師一人
技手一人ヲ増員セントス

二、軍事扶助、傷痍軍人ノ保護、職業紹介其ノ他軍事援護等ニ關ス
ル事務ニ従事スル者ノ増員

總督府屬 二人

道 屬 五人

昭和十九年度ヨリノ朝鮮人ニ對スル徴兵制度ノ實施ニ伴ヒ軍事援

二 內 務 省

後事務ノ微者ト朝鮮人家庭ニ對スル徴兵制度ノ具體計畫ノ修正
ヲ初スル為總督府ニ職二人、本該道、全羅南道、慶尙北道、慶尙
南道、平安北道ニ天々各一人宛ヲ増員シ事務ノ遂行ヲ期
セントス

一、貯蓄獎勵ニ關スル事務ニ従事スル者ノ増員

總督府事務官 一人

道 理事官 二人

府 理事官 四人

府 理事官 六人

府 理事官 一人

府 理事官 九人

朝鮮ハ内地ニ比シ所傳ノ割ニ扶養人口多ク又一般ニ民度低キ爲國
策ノ修養(啓發)啓發、貯蓄勸奨等ニハ豫想以上ノ困難ヲ伴ヒ昭和十九年
度ニ於ケル貯蓄目標額十八億圓(十八年度十二億圓)ノ達成ニハ

一層個別の且濃密の指導督勵ヲ行フノ要アルヲ以テ總督府ニ事務
官一人屬二人、道及主要都市ノ實情ニ應ジ道理事官四人、道屬六
人及府理事官一人府屬九人ヲ増員セントス

總督府屬 一人

朝鮮ニ於ケル戦時特殊損害保償法ノ施行ニ伴ヒ事務ノ内容者シク
廣水セラレタル處戦時保償臨時措置法實施ノ際ニハ專任職員配置
セザリシヲ以テ者増スベキ事務ノ消迅速ナル處産ヲ期スル爲專
任ノ屬一人ヲ増員セントス

道 理事官 四人

府 理事官 十五人

戦局ノ進展ニ伴ヒ朝鮮内安撫事務ハ近時進退ノ度ヲ重ヘ所安芳給
者確保ノ爲ニハ國民徴用令ヲ全面的ニ變更スルノ要アルヲ以テ在

米分務格源トシテハ比較的童女賦マラシザリシ道北道西道ニ道東各一人及幼弱十五人増員以テ國式採用ノ實施ニ道憲ナキヲ要セントス

六 經濟統制ニ伴フ警察事務ニ従事スル者ノ増員

道 警 部 三 人
道 警 部 七 人

朝鮮ニ於ケル兵力増強上ノ發端就中分務ノ不足乃至稼働率ノ低位、移動ノ頻發等ニ對シ積極的施策ヲ進メ之カ實施ヲ舉グル爲ニハ警察ノ有スル協力ナル組織網ト實踐力ヲ以テ指導協力スルノ要アルヲ以テ重要ト認メラルル京畿、平南、咸北ノ三道ニ道警部、全南、慶南北、山海平北、咸南ノ七道ニ道警部補各一人ヲ増置シ第一隊ニ於ケル經濟警察機構ノ充實ヲ圖リ計畫生産ノ完遂ト治安維持ニ爲道憲ナキヲ期セントス

朱恩

朝鮮總督府部内臨時職員設置制

大正三年十月
あまのりやまのり
（總督）
（局長）

七 削除
朝鮮總督府部内臨時職員設置制ニ關スル事務ニ従事スル者
技師 專任五人
技師 專任一人
技師 專任十三人

二十二 軍事扶助、傷病軍人ノ保護、職業紹介其ノ他軍事施設ニ關スル事務ニ従事スル者
專任二人
二十三 物價調整及貯蓄獎勵ニ關スル事務ニ従事スル者
專任一人
專任三人
專任二人
專任三人
專任十八人

第三節 朝鮮總督府部内臨時職員設置
四 經濟統制ニ伴フ警察事務ニ従事スル者
專任十八人
專任四十二人
專任十一人
專任百四十八人

十二 軍事扶助、傷病軍人ノ保護、職業紹介其ノ他軍事施設ニ關スル事務ニ従事スル者
專任十二人
十三 物價調整及貯蓄獎勵ニ關スル事務ニ従事スル者
專任二人
專任百六十八人
二十三 國民服用ニ關スル事務ニ従事スル者
專任九人

第四節 朝鮮總督府部内臨時職員設置
四 削除
八 物價調整及貯蓄獎勵ニ關スル事務ニ従事スル者
專任百二十五人

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
左ノ命令ハ之ヲ廢止ス
明治四十四年勅令第八十二號
明治四十五年勅令第二十三號
大正二年勅令第九十九號
大正七年勅令第三百三十七號
大正七年勅令第三百七十一號
大正八年勅令第三百三十七號
大正八年勅令第三百五十五號
大正八年勅令第三百三十六號
大正八年勅令第三百四十一號

判任 俸給	(中略)		本 俸	總督府 屬	總督府 技手	道 技手	(後略)
	一〇七人	一八					
俸給	一八五二三	一	一〇八〇	一	一〇八〇	一〇二〇	
俸給	一三二〇〇	一	一九四四〇	一	三〇六〇	三六七二〇	
俸給	四〇八〇〇	一	五〇七六〇	一	四〇八〇	四〇八〇	
俸給	一八五二三	一	一〇八〇	一	一〇二〇	四	

昭和十九年度内務省所管朝鮮總督府特別會計
歳入歳出豫定計算書各目明細書(抄)

歳出臨時部

第四款 朝鮮臨時行政諸費

第十八項 軍事接護費

四一、八三二圓

目	十九年度豫定額	十八年度豫定額	比較増△減
一俸	五五、二九六圓	三九、七四四圓	一五、五五二圓

區別	區數	單位費額	金額
判任俸給	一人	一圓	五五、二九六圓
本俸	三二	一	三四、五六〇
總督府屬	五		五、四〇〇
道屬	一九	一、〇八〇	二〇、五二〇
府屬	八		八、六四〇

種別	金額	備考
本	二五九二〇	
府	一〇八〇	
道	二一六〇	
支	二五二〇	
計	一〇八〇	
計	一五五五二	

二五九二〇

昭和十九年民内務省所管朝鮮總督府特別會計
 歳入歳出追加決定計算書各目明細書(抄)

歳出臨時部

項目	金額
第四款 朝鮮臨時行政諸費	一、一、九三六、七三三
第一項 總督府業務費	一、七、一五二

種別	金額
本	一、七、一五二
府	一、七、一五二

種別	金額	備考
本	一、七、一五二	
府	一、七、一五二	

府	一八五	二五八、三二〇
廳	一八七	一九、九六〇
局	一	一〇、四四〇
(後略)		一、〇八〇
		一〇八〇

昭和十九年度内務省所管朝鮮總督府特別會計
歲入歲出豫定計算書各目明細書(抄)

歲出臨時部

第四款 朝鮮臨時行政諸費
第九項 經濟統制費

六二、一三七五圓

月	十九年度豫定額	十八年度豫定額	比較増 △減
一 俸	三〇、二七八二圓	二、八六四、五七〇圓	一六三、二五八圓

(甲略)	道 警 部	四五人	一、〇八〇圓	四八、六〇〇圓
(中略)	道 警 部		七二〇	一〇、五八〇
(後略)				

朝鮮總督府部内臨時職員設置冊（抄）

印ハ改正ノ箇所ヲ示ス

第一隊 朝鮮總督府ニ左ノ職員ヲ置ク

職名 職掌 備考
職名 職掌 備考
職名 職掌 備考

七

職名 職掌 備考
專任一人

八 燃料設備研究ニ關スル事務ニ從事スル者

技師 專任五人

技師 專任一人

技師 專任十三人

三十二 軍事扶助、傷痍軍人ノ治療、職務紹介其ノ他家事務ニ關スル者

朝鮮總督府部内臨時職員設置冊

事務ニ従事スル者

專任三人^五

三十三 物價調整及貯蓄獎勵ニ關スル事務ニ従事スル者

書記官 專任一人

事務官 專任三人^四

技師 專任三人

技師 專任三人

技師 專任十八人^{二十}

第三 朝鮮總督府道ニ左ノ職員ヲ遣ク

四 朝鮮統制ニ伴フ警察事務ニ従事スル者

警視 專任十人

醫部 專任四十二人^{四十五}

技師 專任十一人^{百四十七}

醫部補 專任百四十人

十二 軍務扶助、傷病軍人ノ保護、職業紹介 其ノ他軍務接護ニ關ス

事務ニ従事スル者

醫部 專任十二人^{十七}

十三 物資供給調整及貯蓄獎勵ニ關スル事務ニ従事スル

事務

事務官 專任二人^六

技師 專任百六十八人^{百七十四}

二十三 國民修用ニ關スル事務ニ從事スル者

專任九人

第四節 朝鮮總督府府部局ニ左ノ職員ヲ置ク

國民修用ニ關スル事務ニ從事スル者

四 簡除

專任十五人

八 物資供給調整ニ關スル事務ニ從事スル者

專任百二十五人

九 貯蓄獎勵ニ關スル事務ニ從事スル者

專任一人

專任九人

定員表

官署別	本		府				官職	現在定員	増員	改正定員
	燃料設備研究	軍需扶助等	貯蓄獎勵	局長	事務官	技手				
臨時特種損害保險	局長						0	1	1	
燃料設備研究	技師						5	1	6	
軍需扶助等	技手						13	1	14	
貯蓄獎勵	局長						3	2	5	
	事務官						3	1	4	
	技手						18	2	20	
總務課	技手						14	3	17	
醫務課							2	3	5	
總務課							120	7	127	

說明書料

鳥 郡 府		道					
貯蓄金助		物民移用	移民金用	貯蓄金助			復元扶助金
職	地事官	職	職	技手	職	地事官	職
〇	〇	〇	九	一六八		二	二二
九	一	一五	四	六	四	五	
九	一	一五	一三	一七四	六	一七	

説明資料目次

- 第一 燃料選鑛研究ニ關スル事務ニ従事スル者ノ増員説明
- 第二 軍事援助、傷痍軍人ノ保護、職業紹介工ノ他軍事援護ニ關スル事務ニ従事スル者ノ増員説明
- 第三 貯蓄獎勵ニ關スル事務ニ従事スル者ノ増員説明
- 第四 戦時特殊損害保險ニ關スル事務ニ従事スル者ノ増員説明
- 第五 國民徵用ニ關スル事務ニ従事スル者ノ増員説明
- 第六 經濟統制ニ伴フ勸業事務ニ従事スル者ノ増員説明

第一 燃料選別研究ニ關スル專論ニ從テスル者ノ增員説明

燃料資源研究ニ關スル事務ニ従事スル者ノ増員説明

技師 一人
技手 一人

決戦下ノ要求タル「コバルト」「リシウム」「硼素」ハ各種兵器トシテ缺
クベカラザル重要資材タルノミナラズ一面醫療方面ニ於ケル極メテ貴重ナ
ル資源トシテ何レモ代替品ヲ以テスルヲ許サレザル獨特ナル用途ヲ有シ大
東亞戰以來効力之ガ補給ヲ本邦疆域内ニ求メ來レル處最近ニ至リ雖内各地
ニ於テ之等礦物ノ發見セラレタルモノ相亞キ其ノ量又相當豊富ニ賦存セル
コト判明セシニ付速ニ之ガ選鑛方途ヲ確立シ資源ノ確保ヲ圖リ以テ戰力増
強ニ寄與セントス然ルニ戰時下斯ノ種重要礦物ノ選鑛試驗ハ現在ニ於テ水
鉛、「タングステン」黒鉛、螢石等數種ニ上リ既配價昂貴ハ之ガ採掘ニ至

日ナキ劇務ニ在ルヲ以テ到底前記其職ニ従事セシムルコト非ハズ
 依テ技師一人技手一人ヲ増目シ以テ事務ノ圓滑ナル遂行ヲ期セントス

ルムロイ等ハ

増員後ニ於ケル定員配置

所長(技師) × 1	部	別	分	員	種	定
	庶務部	庶務	會計	全般	場	1
	選鑄部	鑄物ニ關スル選鑄	試驗研究		技師 技手	2 2
	燃料部	燃料ニ關スル	試驗研究		技師 技手	1 2
	分析部	鑄物ノ分析ニ關スル	試驗研究		技手	2

備考 ○印ハ増員配置 ×印ハ兼務

増員後ノ分働事務

技師 一 「コバルト」、「リシウム」、「硼素」各種物ニ關スル合

價的選別方法ヲ樹立シ之ヲ運管指導ノ責ニ任シ且選鑛試験
報告書作製ノ責ニ當ルモノトス

技手 一 敏上各種物選別試験ニ關シ技師ノ指導下之ヲ補佐シ運管推

燃料調査研究所定員及現員表

(昭和十九年五月一日現在)

職別	技		師		員		技		手
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	
事務部	—	—	—	—	—	—	—	—	—
燃料部	—	—	—	—	—	—	—	—	—
分析部	—	—	—	—	—	—	—	—	—
庶務部	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

過去三箇年間の... 昭和三十八年度

種別	銅	銀	金	水
昭和三十八年度	受計... 八七	受計... 五四	受計... 六五	受計... 七五	受計... 八七	受計... 九六	受計... 八七
昭和三十七年度	受計... 九三	受計... 七三	受計... 八四	受計... 九五	受計... 一六	受計... 一〇	受計... 二六
昭和三十六年度	受計... 七	受計... 九	受計... 二	受計... 二	受計... 一五	受計... 一五	受計... 一五
昭和三十五年	受計... 八	受計... 〇	受計... 二	受計... 四	受計... 一七	受計... 一四	受計... 一八
昭和三十四年度	受計... 五	受計... 一五	受計... 二六	受計... 三七	受計... 五八	受計... 一七	受計... 一八
昭和三十三年度	受計... 九	受計... 一六	受計... 一八	受計... 二〇	受計... 三三	受計... 二八	受計... 三三

合	ニツケル	
	其	他
計	五三	三二
	八	五
一〇五件	三七	四一
	七	五
一四六件	五五	六四
	一〇	一〇

過去三箇年間に於ケル特殊鑛物ニ關スル
 本所獨自ノ選鑛並受託選鑛試験分析實績調

昭和十六年度	昭和十七年度	昭和十八年度
四、〇三七成分	四、二七八成分	四、五八〇成分

備考 本表ニ掲記セルハ左記特殊鑛物トス

記

銅、鐵、鉛、水銀、。ングステン、黒鉛、螢石、ニツケル事能トス

用
本
書
以
四
卷
上
下
各
二
冊
分
別
編
號
其
中
第
一
冊
為
總
論
第
二
冊
為
本
國
第
三
冊
為
東
亞
第
四
冊
為
西
洋

軍事扶助、協同軍人ノ保護、服業紹介其ノ他軍事援護ニ關スル事務ニ
係ルモノヲ指シ以テ説明

不府 陸二人
退 兵五人

朝鮮ニ於テハ昭和十九年四月ヨリ朝鮮人ニ對シテ極大ノ食糧ヲ見ル
ニ由リテハ此等ノ件ニ軍事援護ノ事務ハ量酌ニ依リテ之ヲ行フベシトシテ
朝鮮人家庭ヲ調査トスルニ於テ實情ニ依リテ之ヲ行フベシトシテ
リ 即チ援護ノ適否ヲ決スルベシトシテ之ヲ行フベシトシテ
シムルノ事アリ然レモ本署ニ從事スル者ハ本署員三人、退後十二人、
府屬八人ノ額ニテ少シキ人見テ以テ之ヲ援護スルベシトシテ
事務ノ整理不可成ルベシトシテ之ヲ行フベシトシテ二人、退後十二人、
出、退後十二人、手長此等ノ事ハ一人定テ之ヲ行フベシトシテ
ヲ行フベシトシテ

道	分	定員		現員		欠員	
		定員	現員	定員	現員	定員	現員
京	道	(1)	(1)	(1)	(1)		
忠	清北道	(1)	(1)	(1)	(1)		
忠	清南道	(1)	(1)	(1)	(1)		
全	津北道	(1)	(1)	(1)	(1)		
全	津南道	(1)	(1)	(1)	(1)		
愛	南道	(1)	(1)	(1)	(1)		
愛	北道	(1)	(1)	(1)	(1)		
廣	德道	(1)	(1)	(1)	(1)		

定員表

(昭和十九年五月一日現在)

台 前	廣 島 道	廣 島 道	江 原 道	平 安 道	平 安 道
(三) 〇二八	(一) 〇三	(二) 〇	(一) 〇	(一) 〇	(一) 〇
(三) 〇二八	(一) 〇三	(一) 〇	(一) 〇	(一) 〇	(一) 〇

○印ハ臨時職員ヲ示シ括弧内ハ専任後援事務ニ従事ス
ル者ヲ示ス

本府及道ノ専任職員

區	分	現在	増員	一人	二人
本學次切法ノ施行ニ關スル事項		一	二		
學次切法以外ノ次切ニ關スル事項					
學次切ニ關スル事項					
市役專任課長ニ關スル事項					
市役專任ノ修養ニ關スル事項					
市役專任ノ修養ニ關スル事項					
市役專任ノ修養ニ關スル事項					
市役專任ノ修養ニ關スル事項					
市役專任ノ修養ニ關スル事項					

正	正	正	正	正
家	家	家	家	家
兩	兩	兩	兩	兩
池	池	池	池	池
北	北	北	北	北
池	池	池	池	池
一	一	一	一	一
二	二	二	二	二

東京大坂其間各埠汽船運賃表ニ於スル運賃(夢)

埠	日	埠	日	埠	日	埠	日	埠	日
東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日
東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日
東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日
東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日
東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日
東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日
東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日
東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日
東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日
東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日	大坂	1月1日	東京	1月1日

第三 貯蓄機關ニ關スル事務ニ從事スル者ノ資格說明

陸軍省事務官の職掌ニ就ての報告ニ就ての報告ニ就ての報告

本府 事務官 一人

副 二人

通 達 課長 四人

副 六人

府 地務官 一人

副 九人

逓送セル職局現成附ニ對シテ此府評ノ財政ハ茲々緊切ノ度ヲ取ヘ昭和
十九年度ニ於テハ金額ヲ約シ三百六十億圓ノ貯蓄目標額ヲ目指シテ之ガ
達成ニ邁進スルコトヲ期シ於テモ之ニ應ジテ貯蓄目標額ヲ増加シ
以テ國策ニ關スベク努力中ナリ而シテ本年度ニ於ケル貯蓄ノ奨励ハ一設

税率ノ増加及諸物價高騰ニ因ル生活費ノ増高等ニ陸々困窮性ヲ加ヘ
要ニ朝鮮ハ内地ニ比シ所得ノ割ニ之ニ依リ費フベキ人口多ク又一般的ニ
民衆低キ爲此等ニ對スル國策ノ滲透啓發ト貯蓄ノ勸奨ニハ豫想以上ノ困
難ヲ伴フモノニシテ此等大衆ノ零細資金ノ吸收ヲ圖リ一面最近頃ニ收入
ノ増加セル自由労働者等ノ所謂新興階級ニ對スル組織的勸奨ヲ初メ一般
社會ニ對スル戦争生活ノ徹底、各種天引貯蓄ノ強化、貯蓄組合ノ機能昂
揚新規貯蓄手段ノ考究及資力途與貯蓄ノ強化等一連ノ奨励方策ヲ強化シ
貯蓄ノ指導及贊助ヲ一層個別的且嚴密的ニ行フニ非レバ到底増嵩セル貯
蓄目標額ノ達成ハ至難ナル責情ニアリ。然ルニ從來貯蓄奨励事務ノ陣容
ハ僅カニ本府ニ書記官一人、囑二人、各道ニ囑一人（忠清南道ヲ除ク）
計十二人ニ過ギズ斯クノ如キ貧弱ナル陣容ヲ以テンテハ到底本專務ノ團

滑ナル處境ハ則シ得ラレザルヲ以テ本府ニ專任專務官一人囑二人道ノ實
情ニ照シテ尙北道、咸鏡南道、全羅南道、咸鏡北道ニ夫々道理事官一
人宛及京畿道、忠清南道、全羅北道、慶尙北道、慶尙南道、平安南道ニ
夫々道領一人宛ヲ囑置ニルト共ニ第一線ノ指導贊助ニ當ル京城府外主要
都市ノ專任ヲ強化スル爲メ道領官一人府屬二人ヲ京城府ニ府屬一人宛ヲ
釜山、平壤、大邱、咸興、清津、仁川、鎮南浦ニ配置セントス

增員一覽表

所屬	職名	職数	職名	職数
本府	一			二
道		四		六
京畿道				一
忠清南道				一
全羅南道		一		
全羅北道		一		
慶尚北道		一		
慶尚南道				一
平安南道				一

道庁設置委員定員現員表 (昭和二十一年五月一日現在)

道名	道庁	道庁委員	道庁現員	道庁委員	道庁現員	道庁委員	道庁現員
京畿道	1	1	1	1	1	1	1
北陸道	1	1	1	1	1	1	1
東海	1	1	1	1	1	1	1
近畿	1	1	1	1	1	1	1
中国	1	1	1	1	1	1	1
四国	1	1	1	1	1	1	1
九州	1	1	1	1	1	1	1
北海道	1	1	1	1	1	1	1
青森	1	1	1	1	1	1	1
岩手	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	1
山形	1	1	1	1	1	1	1
福島	1	1	1	1	1	1	1
茨城	1	1	1	1	1	1	1
栃木	1	1	1	1	1	1	1
群馬	1	1	1	1	1	1	1
埼玉	1	1	1	1	1	1	1
千葉	1	1	1	1	1	1	1
東京	1	1	1	1	1	1	1
神奈川	1	1	1	1	1	1	1
山梨	1	1	1	1	1	1	1
長野	1	1	1	1	1	1	1
新潟	1	1	1	1	1	1	1
富山	1	1	1	1	1	1	1
石川	1	1	1	1	1	1	1
福井	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	1	1	1	1	1	1	1
愛知	1	1	1	1	1	1	1
三重	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	1	1	1	1	1	1	1
京都	1	1	1	1	1	1	1
大阪	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1	1
奈良	1	1	1	1	1	1	1
徳島	1	1	1	1	1	1	1
香川	1	1	1	1	1	1	1
高松	1	1	1	1	1	1	1
愛媛	1	1	1	1	1	1	1
高知	1	1	1	1	1	1	1
福岡	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	1	1	1	1	1	1	1
熊本	1	1	1	1	1	1	1
大分	1	1	1	1	1	1	1
鹿児島	1	1	1	1	1	1	1
沖縄	1	1	1	1	1	1	1

職名	定員	現員	缺員	定員	現員	缺員
京都府	七	七	一	八	六	二
仁川府	一	一	一	二	〇	二
大邱府	一	一	一	三	三	一
釜山府	三	三	一	〇	九	一
平壤府	一	一	一	〇	〇	一
慶源府	一	一	一	八	八	一
咸興府	一	一	一	三	三	一
清津府	一	一	一	八	七	一

府職員定員現員表 (昭和十九年五月一日現在)

年度別消費日課税額表 (単位千圓)

年度	消費日課税額	課税率	課税額	課税割合	備考
昭和十三年度	110,000,000	26.6%	29,270,000	13.0%	
十四年度	100,000,000	27.0%	27,000,000	13.0%	
十五年度	100,000,000	27.0%	27,000,000	13.0%	
十六年度	100,000,000	27.0%	27,000,000	13.0%	
十七年度	100,000,000	27.0%	27,000,000	13.0%	
十八年度	110,000,000	27.0%	29,700,000	13.0%	

貯蓄組合現況

(昭和十八年九月末現在)

道名	貯蓄組合数	貯蓄組合員数	貯蓄現在額
京畿道	一、六八二五	九、九八、七二〇	八八、二六四、四二三
忠清北道	一、三、七九	二、二、四、九三〇	一八、五一〇、二四一
忠清南道	一、四、四八	四、三、七、二三四	四、五、六、三、八、一、六、六
全羅北道	一、二、二二	四、三、四、四二一	二、六、二、〇、三、一、九、三
全羅南道	一、一、一八	七、三、六、三、五、九	七、六、〇、五、五、〇、八、二
慶尙北道	一、一、二六〇	七、八、八、四、三、九	七、〇、二、二、〇、六、二、一
慶尙南道	一、〇、九、六七	七、九、一、四、〇〇	五、三、八、三、一、〇、九、六
江原道	九、九、四二	三、九、四、二〇九	三、七、五、〇、四、八、七、五
平安南道	八、七、四二	四、六、九、七、〇〇	四、八、九、七、〇、三、八、八
平安北道	一、〇、七、〇一	五、七、一、七、三、三	五、五、二、二、六、一、七、一
江陵道	八、八、二九	三、九、七、三、三、三	三、八、二、〇、五、二、七、七
襄陽道	一、〇、〇、〇〇	一、〇、〇、〇、〇〇	一、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇
咸鏡北道	一、〇、〇、〇〇	一、〇、〇、〇、〇〇	一、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇
咸鏡南道	一、〇、〇、〇〇	一、〇、〇、〇、〇〇	一、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇

益山府	六五九	九一	一五万	五二	一三三	一〇六〇
〃	四九八八六	六八七七	一四九一六	四六九九	三七五二七	一一〇九六五
〃	二九一二三〇七	二二〇二九九〇	二二六六一六	三〇八九九九	三〇八二二二	五一一四四一四
平德府	四九〇	八〇	二八八	八三	七六	九七八
〃	六七九三一	一〇九八七	一二六六〇	五〇七五	四四六三七	一四〇八一〇
〃	五九六九八二二	九四二七六八	二四九〇一一〇	八〇八一六六	五八六七三二	九一九七五九八
〃	一〇〇	〇	七	九	五九	二二〇
〃	一五三九八	一三三六	五九六八	一〇八	二二二一三	四三九二
〃	二六七七八七九	二一八九九一	二〇七〇九五〇	一三六〇〇一	二二二〇五	四四一八〇二六
〃	〇	七	〇	三	三三	一三五

咸興府	四〇〇九	四三七	二一三	七八七	一七三〇二	四四六八七
〃	四〇八三〇	一三三三	〇	一五〇三六	二二二三四	八四七四三
〃	一三三	四	一〇〇	四	六	三三
清津府	四三三三	二四一〇	一〇三一	四一〇	一四四四〇	六六四〇
〃	四三〇三	一四〇七	七三三	七三三	一四四九九	一八八〇八八

貯蓄増加目標額及二實績調（道ノ分）

（單位千圓）

道名	昭和十八年度		昭和十七年度		昭和十六年度		
	目標額	上十分比	實績	目標額	實績	目標額	實績
京畿道	1,500,000	100%	1,450,000	1,200,000	1,250,000	1,600,000	1,600,000
忠清北道	1,500,000	100%	1,450,000	1,200,000	1,250,000	1,600,000	1,600,000
忠清南道	1,500,000	100%	1,450,000	1,200,000	1,250,000	1,600,000	1,600,000
全羅北道	1,500,000	100%	1,450,000	1,200,000	1,250,000	1,600,000	1,600,000
全羅南道	1,500,000	100%	1,450,000	1,200,000	1,250,000	1,600,000	1,600,000
慶尙北道	1,500,000	100%	1,450,000	1,200,000	1,250,000	1,600,000	1,600,000
慶尙南道	1,500,000	100%	1,450,000	1,200,000	1,250,000	1,600,000	1,600,000
黃海道	1,500,000	100%	1,450,000	1,200,000	1,250,000	1,600,000	1,600,000
平安南道	1,500,000	100%	1,450,000	1,200,000	1,250,000	1,600,000	1,600,000
平安北道	1,500,000	100%	1,450,000	1,200,000	1,250,000	1,600,000	1,600,000
江原道	1,500,000	100%	1,450,000	1,200,000	1,250,000	1,600,000	1,600,000
咸鏡南道	1,500,000	100%	1,450,000	1,200,000	1,250,000	1,600,000	1,600,000
咸鏡北道	1,500,000	100%	1,450,000	1,200,000	1,250,000	1,600,000	1,600,000
其ノ他	1,500,000	100%	1,450,000	1,200,000	1,250,000	1,600,000	1,600,000
計	15,000,000	100%	14,500,000	12,000,000	12,500,000	16,000,000	16,000,000

備考 十八年度貯蓄目標額及二實績調（道ノ分）は、昭和十八年度貯蓄目標額及二實績調（道ノ分）を基として算出されたものである。

貯蓄増加目標額及二實績額

(確保府ノ分)

一、京城府(京極道)

(單位千圓)

年度	貯蓄額		歩合	貯蓄額		歩合
	道ノ目標額	府ノ目標額		道ノ實績額	府ノ實績額	
昭和十六年度	一九二〇〇〇	一六〇〇〇〇	八三	一九八、三六五	一七九、九五九	九一
十七年度	二六二、〇〇〇	二一六、六〇〇	八三	二六一、六二〇	二三三、四二五	八九
十八年度	三四八、〇〇〇	二八七、〇〇〇	八二	三七九、三一五	二九五、七六四	六五

二、仁川府(京畿道)

昭和十六年度	一九三〇〇〇	一一〇〇〇	六	一九八、三六五	八二、四一	四
十七年度	二六一、〇〇〇	一四四、八〇	六	二六一、六二〇	一五三、六〇	六
十八年度	三四八、〇〇〇	一七〇、〇〇	五	三七九、三一五	一八、四四八	五

三 大府一 (向此連)

年 度 別	野 備	目 録 額	歩 合	貯 蓄	存 費	歩 合
昭和十六年度	二八〇〇〇	一、〇〇〇	三九	四七、一二二	二、三三八八	五〇
昭和十七年度	四三〇〇〇	一九〇〇〇	四五	五二、五〇一	一、八五三九	三五
昭和十八年度	六〇〇〇〇	一八〇〇〇	三〇	九七、一三四	三、〇一一五	三一

四 山形一 (慶尚南道)

年 度 別	野 備	目 録 額	歩 合	貯 蓄	存 費	歩 合
昭和十六年度	五八〇〇〇	三、一七〇	六三	六〇、八六六	三、三三六七	五五
昭和十七年度	七八〇〇〇	四、一五〇	五三	八五、九九一	四、四〇九九	五一
昭和十八年度	一、〇〇〇〇〇	五、三〇〇	五三	一二八、四五二	五、九八四五	四七

五 平壤府一 (平安南道)

年 度 別	野 備	目 録 額	歩 合	貯 蓄	存 費	歩 合
昭和十六年度	三、七〇〇〇	二、七〇〇〇	七二	四一、七三九	二、七五四二	六六
昭和十七年度	五、一〇〇〇	三、二〇〇〇	六三	六〇、八三四	四、一〇二〇	六七
昭和十八年度	六、七〇〇〇	四、二〇〇〇	六三	八九、七一八	五、四〇六二	六〇

六 咸興府一 (平安南道)

年 度 別	野 備	目 録 額	歩 合	貯 蓄	存 費	歩 合
昭和十六年度	三、七〇〇〇	一、五〇〇〇	一一	四一、七三九	三、一七一	一一
昭和十七年度	五、一〇〇〇	一、三〇〇〇	一〇	六〇、八三四	六、八二一	一一
昭和十八年度	六、七〇〇〇	一、四〇〇〇	九	八九、七一八	一、二二五一	一三

七 咸興府一 (咸鏡道)

年次	人員	台	台	台	台
昭和十六年度	三六〇〇〇	一〇、二〇〇	二、九〇〇	三、三三〇	一、三六二〇
昭和十七年度	四八〇〇〇	一、二二〇	二、五	三、三三〇	一、四二九〇
昭和十八年度	六四〇〇〇	二、〇〇〇	三、一	六、九九七	一、三八四〇

八、南支那一版備北道一

昭和十六年度	三三〇〇〇	一、二五〇	四、八	三、八三三	一、七三〇二	四、三
昭和十七年度	四〇〇〇〇	一九、六二	二、三	四、五九七	二、〇八九四	四、五
昭和十八年度	五五〇〇〇	二、三二〇	四、二	六、九三〇	三、二二四七	四、七

臨時行政費 (貯蓄獎勵ニ要スルニ要ス)

項目	人員	台	台	台	台
委任係	不詳	三官府事務員一八	三、三六〇	二、〇二二	三、三六〇
		巡理員	四、八	三、七六〇	一、一〇四〇
		所屬職員	一、八	三、七六〇	二、七六〇
加算	加算	四、四	六、八六六		
兼任係	不詳	三官府事務員	二、八	二、〇八〇	二、一六〇
		巡理員	一、二	二、〇八〇	一、二九六〇
		所屬職員	一、〇	二、〇八〇	一、〇八〇〇
加算	加算	六、六	八、六一六		

第四 臨時轉任補充員に關スル事案ニ從事スル者ノ待遇等事

戦時特殊損害保険ニ關スル事務ニ従事スル者ノ増員説明

本府 副一人

空爆等ノ非常事態ニ對處シ戦時業務ノ遂行ヲ確保シ國民生活ノ安定ヲ圖ラシガ爲昭和十七年四月戦争保険臨時措置法ヲ朝鮮ニ施行シ在韓火災保險會社ヲシテ空爆等ニ因ル物的損害ヲ擔保スベキ保險契約ノ引受ヲ爲サシメ居ル處民間保險會社ヲシテ本保險ノ運営ニ専ラシムルハ便宜ニ出デタル措置ニシテ其ノ終局ニ於ケル負擔ハ國家ニ歸屬（保險會社ガ該業務ニ因リ損失ヲ受ケタルトキハ政府之ヲ補償シ利益ヲ得タルトキハ政府ニ之ヲ納付セシム）スルモノナルヲ以テ之ガ取扱保險會社ニ對シテハ報告ノ徴取、臨検査ヲ行ヒ殊ニ其ノ收支ノ経理狀況ニ關シテハ常に監査ヲ爲ス等嚴重ナル監督ト濃密ナル指導ヲ加フル要アリ

リ加之本保法ノ公益的性情ニ鑑ミ一般大衆ノ加入ヲ促進スル爲ニ臨時
適切ナル周知宣傳ノ方策ヲ講ズルノ要アル等調査事務ハ繁劇ヲ極メフ
ツアル實情トス然ル處戦局ノ進展ニ對處シ更ニ本制度ヲ擴充強化スル
爲内閣ニ於テハ四月二十五日戰時特殊損害保法ヲ施行シタルヲ以テ
一戰時保法臨時措置法ハ之ト同時ニ廢止セラレタリ一朝鮮ニ於テモ同
法ヲ内地ト同時ニ施行シタル處新法ニ於テハ特定物件ニ對スル強制付
保、政府ノ行フ損害査定等其ノ内容著シク擴張セラレタルモノアリ事
務ノ増嵩ハ蓋シ想像ニ難カラザル處處ニ戰時保法臨時措置法ノ實施ニ
際シテハ之ガ事務處理ノ爲ニ專任者ノ配置ヲ受クルコトナク他ノ事務
ノ從事者ヲシテ兼務セシメ來リタル狀況ナルガ現状ノ儘ヲ以テシテハ
到底著増スベキ事務ノ圓滑迅速ナル處理ヲ保シ難キニ付茲ニ專任ノ屬

一名ヲ増置シテ左記事項ニ關スル事務ヲ專屬セシメ以テ本制度ノ運営
上萬全ヲ期セントスル次第ナリ

記

- 一 戰爭保法取扱狀況ニ關スル報告書ノ徵取並ニ之ガ審査及臨檢検査ノ施行
- 二 取扱保險會社ニ對スル損失補償金ノ交付又ハ利益納付金ノ徵收
- 三 其ノ他保險會社ニ對スル指導及一般大衆ニ對スル周知宣傳
- 四 損害ノ原因又ハ損害若ハ其ノ査定基準ノ認定
- 五 戰時損害保險調査委員ノ設置及同委員會ニ關スル庶務ノ整理
- 六 本保法ノ付保命令

増員後ニ於ケル本府管理課事務分擔油定員表

計	保 険	社 理 統 制	為 替 管 理	貯 蓄 勸 励	課 長	
○ 一					○ 一	書記官
○ 一		○ 一				事務官
○ 一		○ 一				監査官
○ 一		○ 一				技師
×○ 一 九六	× 一	○ 六	○ 一六	○ 二		屬
○ 三		○ 三				會社監 査官補
○ 一		○ 一				技手

備考 ○印ハ臨時職員ヲ示シ ×印ハ増員職員ヲ示ス

現行戦争係險取扱状況

區分	十八年度 自一九四二 至一九四三		十七年度 自一九四一 至一九四二		摘要
	取扱件数	金額	取扱件数	金額	
取扱保險會社數	三二社		三〇社		
契約取扱高					
件数	七二六六件		五六〇五件		
保費金額	二九九五一九千圓		一二〇一五八千圓		
收入保費料	三二八一〇八圓		三二四七八五圓		
保險會社ニ交付セ ル損失補償金	1		1		
保險會社ヨリ徵 セリ利益納付金	概算 五三三、〇五八圓		三二六、四八九圓		
保險會社ニ交付セ ル事務費補助金	二一、四六一圓		一四、九〇三圓		

關係豫算書 (戰時特殊保險事務處理ニ要スル經費)

科 目	算 出 内 容	金 額
臨時臨時行政諸費 總動員業務其他諸費 俸 給	判任俸給 本 俸 總督府屬一人年一〇八〇圓 加 俸 六 割	一七、一五二 一、七二八 一、〇八〇 六四八 二一六

ノ

第五 國民常用ニ關スル事務ニ從事スル者ノ増員説明

國民徵用ニ關スル義務ニ從給スル者ノ増員説明

道 四 人

郡 十五 人

著道セル現時局下ニ於テ朝鮮ニ負何セラレタル各種重要物資生産ノ
阻害有強ニ伴フ義務補安ノ急激ナル増加ト我局ノ進捗ニ慮シ内地兵ノ
配外供出勞務者ノ者増等ニ依リ鮮内勞務供給ハ近時逼迫ノ度ヲ加ヘ
所要勞務ノ確保メテ困難ト爲リタルニ鑑ミ朝鮮ニ在リテハ從來一部
特殊ノモノヲ除キ殆ソド變動セザリシ國民徵用令ヲ全國到ニ變動シテ
補安員ノ圖消ナル充足ヲ圖ルコトトシタル處若シ給源トシテ比較的
要給セザリシ西北洋四道ニ於テモ勞務供出ヲ強化スル爲此等四道ニ道
員一人増員シ以テ國民徵用ノ義務ニ遺憾ナキヲ期スルノ案アリ

同又予不備係諸法令及予予而治諸部ノ行ニ指ニハ總テ諸部長ニ
 テ實務的ニ處理應用セラレツツアルカ從來之ニ對スル職員ノ設置ハ
 ノテ少敷ニシテ殊ニ北洋四道ノ部ニ在リテハ勞務關係職員未設置ノ
 所多ク事務執行上遺憾ノ點餘カラザリシ然今西史ニ致上ノ遠望民衆用
 ノ煩大費補ニ作ヒ第一衆行ニ務タル部ノ事務ハ著シク増高シ現在ノ次
 昭ニ於テハ到底之ガ萬全ヲ期シ雖キニ付部員十五人ヲ職員ニ屬スル用
 ノ調停ナル費補ヲ圖ラントス

退省員職員ノ事務分擔表

分 擔 事 項

- 一 國民費用令ノ周知徹底ニ關スル事項
- 二 工務事業場ノ指定ニ關スル事項
- 三 費用、費用變更、費用解除ノ請求又ハ申請ノ審查ニ
關スル事項
- 四 出頭命令書、費用令書、出頭變更令書、費用取消令書、
費用解除令書ノ交付ニ關スル事項
- 五 出頭者ノ現金又ハ兩金ニ關スル事項
- 六 出頭紙或ハ支給ニ關スル事項
- 七 官理工務又ハ指定工務ニ於ケル該費用者ノ給與ニ關
スル事項
- 八 官理工務又ハ指定工務ニ於ケル該費用者ノ從業執行

分擔職員

一

- ニ補スル事項
- 九 徴用セラルベキ者及復徴用者ノ編成ニ關スル事項
- 一〇 復徴用者ノ労働管理ニ關スル事項
- 一一 徴用扶助以復徴ニ補スル事項
- 一二 勸業徴用ニ補スル諸調査統計ニ關スル事項

郡増員職員ノ職務分擔表

分 擔 事項

- 一 國民徴用令ノ周知徹底ニ關スル事項
- 二 徴用セラルベキ者ノ調査登録ニ關スル事項
- 三 出頭命令書、徴用令書、出頭変更令書、徴用取消令書ノ交付ニ關スル事項
- 四 徴用セラルベキ者ノ検閲及出頭者ノ検査又ハ調査ニ關スル事項
- 五 出頭職員ノ支給ニ關スル事項
- 六 復徴用者ノ輸送引率ニ關スル事項
- 七 徴用扶助以復徴ニ關スル事項
- 八 労働調査令ノ周知徹底ニ關スル事項
- 九 従業者ノ雇入、使用、降雇、試験、昇進、退去ノ規

分 擔 職員

- 可ニ補スル事項
- 一 國民勤勞報國隊ノ編成ニ關スル事項
- 二 國民勤勞報國隊ノ編成及効力ニ關スル調査統計ニ關スル事項
- 三 國民勤勞報國隊ノ編成及効力ニ關スル監督ニ關スル事項
- 四 隊内勤勞要員ノ供出ニ關スル事項
- 五 勤勞者ノ内地其ノ他部外供出ニ關スル事項
- 六 要員ノ供出ニ關スル事項
- 七 其ノ他勤勞ノ需給調整ニ關スル事項

遺勞務課定員配置表

品名	現在定員	増員	改正定員	現在定員	増員	改正定員	現在定員	増員	改正定員
東京	○	—	○	八	○	八	○	—	○
恵比	○	—	○	五	○	五	○	—	○
金北	○	—	○	五	○	五	○	—	○
金南	○	—	○	五	○	五	○	—	○
鹿北	○	—	○	五	○	五	○	—	○
鹿南	○	—	○	六	○	六	○	—	○
青海	○	—	○	六	○	六	○	—	○
平南	○	—	○	六	○	六	○	—	○
平北	○	—	○	五	○	五	○	—	○
江原	○	—	○	六	○	六	○	—	○

京	忠	忠	五	全	慶	慶	黄
一七八人	一六九	一〇七	二〇六	二一八	一七九	一六三	一三〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一七八人	一六九	一〇七	二〇六	二一八	一七九	一六三	一三〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一七八人	一六九	一〇七	二〇六	二一八	一七九	一六三	一三〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一七八人	一六九	一〇七	二〇六	二一八	一七九	一六三	一三〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

印八臨時部職員ヲ示ス

備考 〇 印八臨時部職員ヲ示ス

計	北	南
〇	〇	〇
七	一	一
〇	〇	〇
七	一	一
〇	〇	〇
七	六	六
〇	〇	〇
四	一	一
〇	〇	〇
七	七	七
〇	〇	〇
九	一	一
〇	〇	〇
九	一	一

道名	東京	思北	思南	全北	全南	廣北	廣南	黄南	中北	中南	江
定員	八	五	五	五	五	五	五	六	六	六	六
現員	八	五	五	五	五	五	五	六	六	六	六
缺員											
定員	九	六	七	五	六	六	六	七	七	七	七
現員	九	六	七	五	六	六	六	七	七	七	七
缺員											

道務部定員現員表

一九四一現在

備考。印ハ編守部職員ヲ示ス

合計	北	南	以	北	南
○	○	○	○	○	○
一七 三七 七五	一八 九	一三 九	三 一	五 一	一 三 六 〇
○	○	○	○	○	○
一 五	三	四		四	五
○	○	○	○	○	○
一七 三三 四五	二八 二九	二三 三〇	三 一	五 一	一 三 六 四

合計	朝			地
	計	山	工	
X 三二	X 三二	X 一	X 一	本年見込員数
〇二	〇〇	〇六	〇二	全上中實地併数
〇〇	〇〇	〇五	〇〇	
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
X 八六 五〇 九一	X 八六 五〇 九一	X 二九 八三 四一	X 五六 六三 八〇 五一	備考 X印ハ現員数用其ノ他ハ新派数用トス

昭和十九年四月廿九日見込通 一九四三〇

備考	日 数		
	計	比	兩
〇 印ハ臨時部職員ヲ示ス	〇	〇	〇
	七	一	一
〇 七四	〇	〇	〇
	七四	六	六
〇 七四	〇	〇	〇
	七四	六	六
〇 九	〇	〇	〇
	九	一	一
〇 九	〇	〇	〇
	九	一	一
〇 九〇	〇	〇	〇
	九〇	八	八
〇 九〇	〇	〇	〇
	九〇	八	八

地 朝 内 南

計 取

國民適用數實積調

別 詳 地 方

昭 和 十 六 年 度	一	四 八 九 五	一	四 八 九 五
----------------------------	---	------------------	---	------------------

昭 和 十 七 年 度	九 〇	一 三 五	三 八 七 一	四 〇 九 六
----------------------------	--------	-------------	------------------	------------------

昭 和 十 八 年 度	六 四 八	一	三 三 四 一	二 九 八 九
----------------------------	-------------	---	------------------	------------------

計	一 〇 三 三	一 一 〇 〇	一 一 〇 〇	一 一 〇 〇
---	------------------	------------------	------------------	------------------

國民徵用狀況調

道別	年次別	
	昭和十六年	昭和十七年
京畿道	三八四	三八三
忠清北道	二三四	一九八
忠清南道	六〇八	四六五
全羅北道	八五一	六一七
全羅南道	九二五	七三二
慶尚北道	七九八	五四二
慶尚南道	七八五	五〇二
黃海道	一五六	九五
平安南道		七九
平安北道		七五
江原道	一五四	九六
		七九
		七三
		七八
		四八四
		三〇四
		五二八
		三九四
		二九〇
		九九
		四九〇
		七九
		五二
		七九

備

徵用員數ハ全部軍關係トス

考

成鏡兩道	二二三	五八
成鏡北道	七九	六〇
計	四〇九六	二九八九

昭和十九年各道別労働員見込表

道	道内労働員数	道外労働員数 (道外供出労働員数)	引受数	計	備考
青森道	57,092	21,114	78,206	78,206	1. 道外労働員数ハ本道 供出(本府及他府) 地供出、軍要員供 出及ラ合セタルモ ノトス 2. 本表中ニハ本府採 算員数三五〇〇人 ラ含ム
岩手道	17,857	11,313	29,170	29,170	
秋田道	15,820	8,823	24,643	24,643	
山形道	28,880	8,823	37,703	37,703	
福島道	21,113	8,823	29,936	29,936	
茨城道	28,880	8,823	37,703	37,703	
栃木道	21,113	8,823	29,936	29,936	
群馬道	28,880	8,823	37,703	37,703	
新潟道	21,113	8,823	29,936	29,936	
富山道	28,880	8,823	37,703	37,703	
石川道	21,113	8,823	29,936	29,936	
福井道	28,880	8,823	37,703	37,703	
山梨道	21,113	8,823	29,936	29,936	
長野道	28,880	8,823	37,703	37,703	
岐阜道	21,113	8,823	29,936	29,936	
愛知道	28,880	8,823	37,703	37,703	
三重道	21,113	8,823	29,936	29,936	
滋賀道	28,880	8,823	37,703	37,703	
京都道	21,113	8,823	29,936	29,936	
大阪道	28,880	8,823	37,703	37,703	
和歌山道	21,113	8,823	29,936	29,936	
奈良道	28,880	8,823	37,703	37,703	
徳島道	21,113	8,823	29,936	29,936	
香川県	28,880	8,823	37,703	37,703	
高松道	21,113	8,823	29,936	29,936	
愛媛道	28,880	8,823	37,703	37,703	
高知県	21,113	8,823	29,936	29,936	
福岡道	28,880	8,823	37,703	37,703	
佐賀道	21,113	8,823	29,936	29,936	
熊本道	28,880	8,823	37,703	37,703	
大分道	21,113	8,823	29,936	29,936	
宮崎道	28,880	8,823	37,703	37,703	
鹿児島道	21,113	8,823	29,936	29,936	
沖縄道	28,880	8,823	37,703	37,703	

合計	昭南道	昭北道
100000	100000	100000
100000	100000	100000
100000	100000	100000
100000	100000	100000

軍需勞務要員時旋救調

道別	年次別	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	備考
京畿道		1894	1899	1900	
忠清北道		1079	668	1000	
忠清南道		1708	1460	1400	
全羅北道		1000	1000	1000	
全羅南道		1596	1261	1500	
慶尚北道		1348	766	1000	
慶尚南道		1274	764	1900	
黄海道		894	664	1000	
平安南道		962	377	1000	
平安北道		949	78	1000	
江原道		1178	1000	1000	

	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年
昭和南道	六八一	三三八	三〇〇
昭和北道	二九五	六七	三〇〇
計	一八七六	四〇五	六〇〇

昭和南道 昭和北道 計

道別	年次別		
	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年
京畿道	〇	〇	〇
忠清北道	〇	〇	〇
忠清南道	〇	〇	〇
京畿北道	〇	〇	〇
京畿南道	〇	〇	〇
慶尚北道	〇	〇	〇
慶尚南道	〇	〇	〇
釜山道	〇	〇	〇

冊 号	本 府	一 系 化 直	山 東 南 道	江 原 道	牛 女 北 道	本 女 南 道
〇印 八引 交取	〇	〇	〇	〇	〇	〇
トス 世シ 本府 引交 三、五〇〇 ハ保 留員 取トス	〇	〇	〇	〇	〇	〇

群内需妥勞務者除廢政調（道邊旋）

道 別	年 次 別	昭 和 十 七 年	昭 和 十 八 年	昭 和 十 九 年	備 考
京 畿 道		27,332	27,253	27,071	
忠 南 道		21,518	21,500	21,337	
忠 南 道		29,876	29,800	29,666	
京 北 道		20,000	20,000	20,000	
山 東 道		22,221	22,100	21,912	
江 原 道		22,221	22,100	21,912	
牛 女 道		22,221	22,100	21,912	
本 府		22,221	22,100	21,912	

計	南洋	内地	南洋	内地
一、九〇六	一、九〇六	一、九〇六	一、九〇六	一、九〇六
一、九〇六	一、九〇六	一、九〇六	一、九〇六	一、九〇六
一、九〇六	一、九〇六	一、九〇六	一、九〇六	一、九〇六

内地南洋移入朝鮮人勞務者渡航状況

年度	南洋		内地		計	國民動員計畫 （或凡計畫數）	募集許可 （母屋）申請數	募集許可 （母屋割込）數	渡航者數	備考
	南洋	内地	南洋	内地						
昭和十四年度	—	—	—	—	—	八、〇〇〇	五、八七〇	五、八七〇	五、三一一〇	—
昭和十五年度	—	—	—	—	—	八、八〇〇	六、八七〇	六、八七〇	五、五九七	—
昭和十六年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

地名	昭和十九年度割當數		備考
	男	女	
承德道	三九五五〇	一、四五〇	一、一〇〇〇
忠清北道	一四五〇〇	五〇〇	一五〇〇〇
忠清南道	三三八〇〇	一、二〇〇	三五〇〇〇
京畿北道	三七七〇〇	一、三〇〇	三九〇〇〇
京畿南道	四三、〇〇〇	一、五〇〇	四四、九〇〇
湖南北道	四四、八〇〇	一、六〇〇	四六、四〇〇
湖南南道	三八、二五〇	一、三五〇	三九、六〇〇
黃海道	八、九〇〇	三〇〇	九、二〇〇
平安南道	一、三〇〇	-	一、三〇〇
平安北道	六、八〇〇	-	六、八〇〇
計			

昭和十九年度内地樺太南洋等諸島入朝韓人等勞務供出割當數

昭和十八年度	昭和十九年度		備考
	内地	南洋	
計	一九〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇
内地	一四、五〇〇	一四、五〇〇	一四、五〇〇
南洋	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇
計	一九〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇
内地	一四、五〇〇	一四、五〇〇	一四、五〇〇
南洋	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇
計	一九〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇

行	北	南	計
在屏道			二五二〇〇
原鏡南道		一八〇〇	
原鏡北道	一〇〇〇		
計	一、〇〇〇	一、八〇〇	二、八〇〇

生産増強労働強化対策

一 方針

現下戦局ノ推移ニ鑑ミ生産増強ハ庶幾ノ志所ナル處之ガ根本的安件ノ一タル労働対策ニ付労働能力ノ取高度發達ヲ期スル爲テ左ノ方策ヲ取ルベシトス

二 實施方針

本対策ニ於テ工場、事業場トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス
 山 車 作 業 場、車 官 理 工 場 共 ノ 他 車 ノ 必 安 ニ 基 干 本 府 ニ 於 テ 指 定 スル
 七ノ

- (四) 衛生力増進計畫設け、事業場ニシテ本府ノ指定スルモノ
- (五) 待遇ニ本府ニ於テ必安ヲ認メ指定スル工場、事業場
- (六) 労働対策

山 車 主 及 勤 勞 者 ニ 對 シ 法 律 ノ 制 度 意 ヲ 注 意 シ 合 幸 促 進 策

ノ経費を補助スルノ旨ヲ立ニシムルト云ニ工務局長官ニ於テ
ル責任者ヲシテ職務ニ専ルルノ注意ノ下ニ経費管理ニ注意ニシ
ムルコト

(2) 工務局長官ニ於ケル勤労管理及勤労管理ノ旨ヲ立ニシ
シムルコト

三 労務管理

山形県重慶建築ニ於ケル労務ノ確保ヲ期スル為ニ依リ國民
ノ加取員加テ爾ルコト

勤用ハ速ニ、轉令賜等ノ重點建築ニモ廣汎實施スルコトトシ
勤用ヲ安スル工務ハ之ヲ原則トシテ朝垂總督ノ旨施工務トス
ルコト

右ノ外尚ニ取次ナル礦山ニ付テモ必要ニ依リ勤用ヲ資進スル
コト

(1) 勤用期間ハ五分ノ間原則トシテ一年以内トスルコト

(2) 勤用ニ當リテハ都市ニ於ケル無業者及不安小定産業従業者ヲ
期ニ先ンジテ勤用スル如ク運用スルコト

(3) 勤用期間ノ短縮ヲ左ニ依リ強化シ國民勤勞報國協力令ヲ積極
的ニ活用スルコト

(4) 工務局長官ニ於ケル勤用ナル作業ハ主トシテ勤勞報國協力令ニ
依リ分給ノ元資ヲ圖ル期ク運用スルコト

(5) 都市ノ勤勞報國協力令ニ依リ勤用スルコトトシ成ルベク同
一業種又ハ職種単位ニ之ヲ編成セシムルコト

(6) 勤勞報國協力令ニ依リ勤用員ハ一年ヲ越シ且三戸数ノ二割ヲ
目標トスルコトト右以上ノ勤勞報國協力令ニ依リテハ

在ノ勤勞報國協力令ニ依リテハ

勤勞報國協力令ニ依リ勤用員ニ依リ勤勞報國協力令ニ依リテハ

コト

(3) 市長、市長に受ケケル者ニシテ、又ハ召集セラレテルモノハ、期トシテ一尾期、期滿ノ系安トスル業者ニ従ヒセシムル為之ヲ勤員スルコト

(4) 學校卒業生、使用制限令ノ適用ヲ受ケル學校卒業生以外ノ可成學級卒業生ノ使用ヲ限制シ之ガ取點酌定直ヲ圖ルコト

(5) 女子労働ヲ以テ又、障ナキ職種ニ對シテハ、勞務調整令ニ依リ、女子従業者ノ雇入、使用、雇入及従業者ノ禁止又ハ制限ヲ實施スルコト

(6) 主務部市ニ於ケル日、労働者ヲ統制シ左ニ依リ之ガ適正並直ヲ圖ルコト

(7) 上木、娼婦、交際、遊樂等ニ於ケル日、労働者、右關係業業主及勞務供給主ヲ以テ勞務取公費（取替）ヲ課税セシムルコト

(4) 日、労働者ノ使用ハ、労働取公費ヲ進ジテ行ハシムルコト

(5) 内人、司法、法律、警察及行政事務ヲ得効ニ利用スルコト

(6) 女子、世帯労働ノ賃金酌定、及行政事務ヲ得効ニ依リ措置スルコト

(7) 女子ノ付正ニ、過酷スル職種ヲ選定シ、可成學校卒業生及年齢十

四年以上ノ未成者等ノ、全面的勤員、選立スルコト

右ノ措置ニ關シ之ガ、労働官署共ノ、協議、施設等ニ付、行列ノ、

概ヲ為スコト

(8) 労働調整令ヲ改正シ、接合業、建築業等ニ於ケル女子、青少年（

昭和十一年、昭和十二年以上、二十五年未満ノ者）ノ、就業、制限ヲ、

ルコト、向此ノ、労働官署、労働調整令ノ、適用ヲ、受ケザル女子、青少年ニ

シテ、警察、取締ヲ、受ケル者ニ、付テハ、事件ニ、準ジ之ガ、取締ヲ、強化

労働者労働防止令

(1) 労働者等ニ依ル無謀可ノ者人、脱後ノ絶無ヲ期シ之ニ逼ルシ

タル者ニ對シテハ、懲罰方針ヲ以テ之ムコト

(2) 労働者等ニ依ル脱後ノ無謀、脱後ノ制限ヲ講山ニモ、脱後ス
ルト共ニ之ヲ取締リ強化スルコト

(3) 労働者ノ任セテ職味スルコトトシ、間接全ナル構造ニ依ラシム
ルコト、職田ニ於テハ、将ニ亦松竹小経木等ニ依ル明造式住宅ヲ奨励ス
ルコト

(4) 配給義務ヲ改善シ左ニ依リ物産ノ増産ヲ期スルコト

(5) 主要農産物労働者一人ニ付一畝定重ノ配給ヲ為スノ外、休園日
数ニ應ジ若干ノ特配ヲ行フコト

右特配分ニ付テハ生産増強ニ効果アラシムル如ク工場事業場
ニ於テ適切ナル給與ヲ設ルセシムルコト

(6) 味噌、醤油、食塩ノ供給ノ増進ヲ期スルコト

(7) 作業用必需品特ニ作業衣、地下足袋、手拭、草子、脚絆、洗

濯石鹸、靴等ノ供給ノ増進ヲ期スルコト

(8) 酒類、煙草ノ供給ノ増進ヲ期スルコト

(9) 左ニ依リ厚生増進ノ取立ヲ為シテ之ヲ期スルコト

(10) 労働者衛生増進ノ取立ヲ為シテ之ヲ期スルコト

(11) 職員組合、共済会等ノ施設ヲ促進セシムルコト

(12) 開拓民以外労働者ノ脱後ノ無謀、脱後ノ制限ヲ講山ニモ、脱後ス
項附近ニ於ケル労働者ノ脱後ノ無謀、脱後ノ制限ヲ講山ニモ、脱後ス

労働者等

(13) 労働者等ノ増進ヲ期シ、衛生ノ向上ヲ期スル為ニ工場、事業場ニ於

ケル労働者ノ賃金ニ準ジテ之ヲ期スルコト

(14) 労働者等ノ増進ヲ期スルコト

(15) 労働者等ノ脱後ノ無謀、脱後ノ制限ヲ講山ニモ、脱後ス

而 成 對 策

- (1) 工場、事業場ニ於ケル仕事家組織ノ徹底ヲ期シ以テ受取ノ支給ヲ期スルコト
- (2) 事業主、経営幹部、労務監督者等ニ對シ産業指導者トシテノ養成ヲ期スルコト
- (3) 工場、事業場ニ於ケル中級労務者ノ養成ニ資スル爲明幸等技術官道支那ノ設立ニ係ル道中級労務者指導訓練所ヲ積極的ニ活用スルコト
- (4) 工場、事業場技能者養成令ニ依ル養成義務ヲ有スル工場、事業場ニ對シテハ之ガ養成施設ヲ順次増進化セシムルコト

關 係 簿 冊

科 目	算 出 内 詳	金 額
朝鮮臨時行政諸費		四六六五六
國民動員費		四六六五六
俸 給	判任俸給	四、四七二
	本 俸	二五九二〇
	道屬 四人各一、〇八〇圓	四三二〇
	郡屬 二〇人各一、〇八〇圓	二一、六〇〇
	加 俸	一五五五二
賞 與		五一八四

法部省第二部 定次 奏 第一

本件新明内務は、其の趣意に於ては、警察の職能に包摂せられざるべし。警察を警察官に配属し得るや一陸の疑を存す。第三條第四號中之を加ふるは「警察官を警察官と考へらるる部令」を所掌とする職員と認むべし。且警察官とは物的方面のみならず人的方面の統制をも包含する觀念なりとの説明を容認する結果也。
一警察官の職能に「警察官員」を加ふるは、(1)統制上の職務、(2)今度の目的を以てして、(3)統制の統制せざる所なり。(一)

第六 經濟統制ニ伴フ警察事務ニ從事スル者ノ増員説明

官制改正説明資料目次

一 經濟統制ニ伴フ警察事務ニ従事スル者ノ増員説明 1頁

二 附 表

經濟警察官増員配置表 3頁

各道經濟警察職員定員表 4頁

道警察部經濟警察事務分担別定員配置表 5頁

四大重工業推進計劃該當工場、鑛山、専業場表 6頁

生産擴充推進計劃該當工場、鑛山、専業場表 7頁

第一次各道別現員數用實施狀況 8頁

第二次各道別現員數用實施狀況 9頁

經濟統制令別違反取締狀況表 10頁

國民労働分科務課令違反狀況(各道別) 13頁

労働勸励ニ關スル消息ノ取締狀況 14頁

關係豫算書 15頁

經濟統制ニ伴フ警察事務ニ従事スル者ノ増員説明

戦力増強上戦時物資ノ増産ハ刻下ノ急務ナル處之ガ生産ノ現況ヲ差ルニ猶少シノ處路ノ存スルハ遺憾トスル處ナリ而シテ其ノ生産障害ノ原因ハ資材、労務、輸送力等ノ乏ラザルニ存ストハ諸ヒ處中勞務ノ不足乃主眼點トシテ、移動ノ困難等ガ其ノ原因ナル原因ヲ爲スキノナルヲ以テ、動員ニ於テモ勞務所管局ニ於テ各年十月一ニ生産増強勞務シ化對策ニシテ獨立シ動員員ノ強化、勞務者移動防止、總働率ノ向上、動員員ノ優遇等ニシテ積極的對策ヲ講メツツアル處朝鮮ノ現況ニ於テハ之カ實効ヲ得テシタル點ニハ分務課令、國民労働分科務令ノ違反取締ヲ以テ止メ化スルト云ニ警察ノ存スル強力ナル組織線ト統制アルニシテ以テ指導力スルコト最モ効果的ナリ能シテ警察部門ニ於テハ産業警察ノ實任ニ通過セル經濟警察ニ於テ之ヲ率ルヲ達トシテ各産業警察高下関係ナル連絡ヲトリ勞務對策ニ即應シテ取締ノ強化ニシテ之ヲ率ルツツアル處其ノ成果見ルベキモノアリ

具ノ編纂的裏有ケトシテ適時適切ナル指針ヲ得ジ第一級活動ニ委實ニ
 フ賦與シ計斷生産ノ完遂ト治安維持ニ長遠極ナキヲ期セントス

經濟警察官増員配置表

(一九五二)

道名	道配		署配		支隊配		支隊配		支隊配		合計
	警部	警部補	警部	警部補	警部	警部補	警部	警部補	警部	警部補	
京畿道	一		二		九		三		五		一
忠清北道											四
忠清南道											四
公羅北道											四
公羅南道											四
慶高北道											四
慶高南道											四
黃海道											四
平安南道											四
平安北道											四
江原道											七
咸鏡南道											七
咸鏡北道											七
合計	三	七	二二	八八	三六	一七	一七	一八	三	七	一一〇

道配警部警部補ハ警部警部補供給出マシテ一ノ五要員トシテ

各道經濟警察職員定員調

昭和十九年五月現在

道別	警視		警部		技手		警部補		内地人		朝鮮人		嘱託	雇員	合計
	警視	警部	技手	警部補	内地人	朝鮮人	計	計							
赤松道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
忠清北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
忠清南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全羅北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全羅南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
慶尚北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
慶尚南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
釜山道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平安南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平安北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
江原道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
咸鏡南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
咸鏡北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	九	四二	一	一四〇	一七六	四二五	一六〇	一	一	一	一	一	一	一	一八二四

四大重點産業之屬工場、鑛山、事業場調

道名	鐵	鋼	輕金屬	石	炭	船	船	計
京畿道		一						一
忠清北道		七			一			八
忠清南道		二			一			三
全羅北道		一						一
全羅南道					五			五
慶尚北道		三			一			四
慶尚南道		二			一			三
黃海道		一			二			三
平安南道		八	三		六			一七
平安北道		五	二		三			一〇
江原道		七			七			一四
咸鏡南道		一	三					四
咸鏡北道		五	一		三			九
合計	七	七	一	七	四	一		一六

(一九五二)

生産額を推計し、副産品工場、鑛山、事業場、鋼 (昭和一九・四)

道名	非鉄金属	石油及其代用品	ソーダ	硫黄	セメント	鉄道車輛	電力	硝酸	計
京畿道	四					三	四		一一
忠清北道	四								四
忠清南道	五								五
全羅北道	二						二		四
全羅南道	四						二		六
慶尚北道	九								九
慶尚南道	六								七
黄海道	一				二				二
平安南道	一				二				三
平安北道	一	一							二
江原道	一								一
咸鏡南道	二	一	二				三		六
咸鏡北道	一	三					二		六
合計	一八	五	四	四	七	六	二〇	一	一六五

第一次各道別徵用實施狀況

道	別		計	徵用實施		令狀交付	
	工務局	建設局		手定人員	當日令狀	未交付令狀	令狀交付率
道							
黃海道	一		一	六、二九三	六、〇一四	二、七九	95%
平安南道	三		四	五、一〇四	四、六九一	四、一三	92%
平安北道	二		二	二、二九九	一、九八三	三、一六	86%
江原道	一		一	二、〇四二	一、八三四	二、〇八	90%
咸鏡北道	四		四	五、五六七	四、二四九	一、三一八	76%
咸鏡南道	一		二	五、九三六	五、八二〇	一、一六	98%
計	一一		一四	二七、二四一	二四、五九一	二、六五〇	90%

第二次各道別徵用實施状況

道名	徵用工場数	全山数	計	徵用人員数	当日令状数	全上交付数	令状交付率
京畿	八		八	六、九一七	五、四二〇	一、二九七	八一%
忠北							
忠南	二		二	八、七八	八、二八	〇	九〇%
全北							
全南							
慶北		二	二	一、二三〇	一、一七九	五	九〇%
慶南		一	一	二、五一一	二、四九五	一	九九%
黄海		六	八	四、〇六	四、〇六	一	九九%
平南	三		三	八、二六四	八、一三八	一	九八%
平北	三		三	三、一六八	三、〇一六	一	九八%
江原	三		四	三、一四九	三、〇一六	一	九八%
咸南	九		一	七、〇八九	六、七八二	三	九七%
咸北	六		六	一、六九六	一、三九二	二	八二%
計	三六	一四	五〇	四、八二〇	四、七七三	五五	九〇%

經濟統制令別違反取締狀況表

法令別	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年
價格統制令	11368	18602	17164	23572
國家債統制令	110	1182	719	2169
小作料統制令	126	235	75	236
賃金統制令	81	255	188	167
臨時農地管理令	11	51	33	22
臨時農地管理規則	13	46	29	22
臨時農地管理令	25	88	33	22
臨時農地管理規則	101	156	96	122
企業許可令	36	109	146	165
企業許可規則	107	216	144	148
金庫回生令				
勞務調整令				

國民徵用令、勞務調整令違反状況

(自一月至四月)

道 指 別	國民徵用令		勞務調整令		違反件數		違反人員	
	違反件數	違反人員	違反件數	違反人員	違反件數	違反人員	違反件數	違反人員
京 都 道	2	2	1	1	1	1	1	1
忠 清 北 道	1	1	1	1	1	1	1	1
忠 清 南 道	1	1	1	1	1	1	1	1
全 羅 北 道	1	1	1	1	1	1	1	1
全 羅 南 道	1	1	1	1	1	1	1	1
慶 尚 北 道	1	1	1	1	1	1	1	1
慶 尚 南 道	1	1	1	1	1	1	1	1
黃 海 北 道	1	1	1	1	1	1	1	1
平 安 北 道	1	1	1	1	1	1	1	1
平 安 南 道	1	1	1	1	1	1	1	1
江 原 道	1	1	1	1	1	1	1	1
辰 嶺 道	1	1	1	1	1	1	1	1
咸 鏡 北 道	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計	10	10	10	10	10	10	10	10

勞務動員ニ關スル流首取締狀況

(自一月至三月)

道指別	法令別		合計
	朝鮮臨時保安令	保安法	
京畿道	七	二	九
忠清北道	一五	三〇	四五
忠清南道	一五	一九	三四
全羅北道	一六	一八	三四
全羅南道	二六	一八	四四
慶尙北道	二	一八	二〇
慶尙南道	六	一	七
黃海道	二	三七	三九
平安南道	三	二	五
平安北道	三	一	四
江原道	一	一	二
咸鏡南道	一	二	三
咸鏡北道	一	二	三
合計	一五二	一七四	三二六

關係豫算書

科 目 算 出 内 譯 算 出 額

勸業臨時行政諸費
經濟獎勵費
俸給

判仕俸給	本 俸	二一、八五七
本 俸		一、三三九
加 俸	官部(乙) 三人各一〇八〇圓	三、二四〇
	官部補(甲) 七人 七二〇圓	五、〇四〇
	加 俸	三、九六八
	補助加俸官部補三人 二付一人 八圓 一人各三六圓	一、四七二
	巡查俸給	二、六七一〇
	本 俸	九、〇〇〇
		九、〇〇〇

逓送(一) 一〇〇八各入〇〇圓
 (一) 二〇人
 加 俸
 補助員(一) 八(五人) 二付人各二四圓

一 〇 〇 〇 〇
 二 〇 〇 〇 〇
 三 〇 〇 〇 〇
 四 〇 〇 〇 〇
 五 〇 〇 〇 〇

(以下略)

濟

内甲第二〇九號

起 昭和十九年七月二十日 閣議決定 昭和十九年七月二十日 施行

昭十九年七月二十日 指令

内閣總理大臣

内閣書記官長

外務大臣 **松本** 海軍大臣

大東亞大臣 **松本**

内務大臣 **海** 司法大臣

農商大臣 **竹心**

大藏大臣 **西** 文部大臣

軍需大臣 **榮**

陸軍大臣 **福** 厚生大臣

運輸通信大臣 **友**

別紙内務大臣請議

朝鮮總督府刑務官署待遇職員本官昇格件

三